

郵便等による不在者投票制度について

1 対象者

郵便等による不在者投票は、(1)～(3)に該当する方に認められています。

(1) 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

- ①両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級の方
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級の方
- ③免疫機能、肝臓の障がいの程度が1級から3級までの方

(2) 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

- ①両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症までの方
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症までの方

(3) 介護保険法に定める要介護者

介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方

2 手続

(1) 郵便等投票証明書の交付申請

郵便等による不在者投票をすることができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に申請します。

申請に必要な書類は、選挙人が署名をした申請書、身体障がい者手帳か戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証で、郵便等投票証明書は郵便等により選挙人へ送付されます。

なお、証明書の有効期限は7年ですが、要介護5の方の場合は介護保険の認定の有効期間の末日までとなります。

(2) 投票手続

選挙人は名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒の請求を行います。

請求に必要な書類は、選挙人が署名をした請求書と郵便等投票証明書で、投票用紙・投票用封筒は請求後に選挙管理委員会から郵便等により選挙人へ送付されます。

選挙人は自宅等現在する場所で、投票用紙に候補者名を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名して、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に郵便等により送付します。

■上肢または視覚障がい者のための代理記載制度

1 対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の(1)または(2)に該当する方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た選挙権を有する者に投票に関する記載をさせることができます。

- (1) 身体障がい者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方

(2) 戦傷病者手帳に上肢等の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方

※なお、上肢、視覚の障がいがある1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

2 手続

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ次の(1)及び(2)の手続を行っておく必要があります。

なお、これらの手続は同時に行うことが可能で、代理記載の方法による投票手続は(3)のとおりです。

(1) 代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨の記載を受けます。

選挙人は名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に当該記載の申請を行います。

申請に必要な書類は、申請書と郵便等投票証明書と身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳で、申請書に選挙人の署名は不要です。

代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨が記載された郵便等投票証明書は郵便等により選挙人へ送付されます。

なお、この手続を郵便等投票証明書の交付申請と同時に行う場合には、郵便等投票証明書の交付申請書への署名は不要です。

(2) 代理記載人となるべき者の届出の手続

選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出ます。

選挙人は名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に代理記載人となるべき者の届出を行います。

届出に必要な書類は、届出書と郵便等投票証明書と代理記載人となるべき者が署名をした同意書・宣誓書ですが、この場合は届出書に選挙人の署名は不要です。代理記載人となるべき者の氏名が記載された郵便等投票証明書は郵便等により選挙人へ送付されません。

(3) 代理記載の方法による投票手続

選挙人、代理記載人は名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒を請求します。請求に必要な書類は、代理記載人が署名をした請求書と郵便等投票証明書で、投票用紙・投票用封筒は請求後に選挙管理委員会から郵便等により選挙人、代理記載人へ送付されます。

自宅等現在する場所において、代理記載人は、投票用紙に選挙人が指示する候補者名を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名して、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に郵便等により送付します。

■問い合わせ ㊦068-2192

北海道三笠市幸町2番地 三笠市選挙管理委員会

㊧01267-2-3195